

議案第48号

物品売買契約の締結について

次のとおり物品売買契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年条例第56号)第3条の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年5月13日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

記

- 1 契約の目的 たじりこども園厨房機器
- 2 契約の金額 金28,600,000円
- 3 契約の相手方 鳥取県鳥取市戒町119番地2
株式会社 森下久平商店
代表取締役 森 下 泰 年
- 4 契約の方法 指名競争入札

物品売買仮契約書

発注者 湯梨浜町（以下「甲」という。）と受注者 株式会社森下久平商店（以下「乙」という。）とは、たじりこども園厨房機器（以下「物品」という。）の購入について、湯梨浜町財務規則（平成16年湯梨浜町規則第48号）を遵守し、次の条項により物品売買仮契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 物品の名称、仕様、数量、契約金額、納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- （1）物品の名称 たじりこども園厨房機器
- （2）物品の仕様 別紙仕様書のとおり
- （3）物品の数量 別紙内訳書のとおり
- （4）契約金額 金28,600,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金2,600,000円）
- （5）契約保証金 金2,860,000円
- （6）納入期限 契約締結日から令和6年12月27日まで
- （7）納入場所 湯梨浜町大字田後地内

（契約金の支払い方法）

第2条 契約金の支払いは、乙が物品を納入し甲が検収後、乙の請求により30日以内に支払うものとする。

（保証期間）

第3条 乙は物品の引渡後1年以内に甲の無理な操作によらないで、材料又は施工の不良に起因し生じた故障については、甲の請求により直ちに乙の負担において修理又は取替えするものとする。

（契約外の協議）

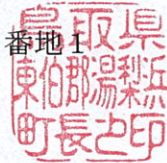
第4条 本契約条項以外のことについて必要のあるときは、その都度両者協議のうえ決定するものとする。

なお、この契約は仮契約であって、甲が湯梨浜町議会の議決を得た後、乙に対し、その旨を通知した日をもって、本契約として効力を持つものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年4月24日

発注者 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
（甲） 鳥取県湯梨浜町
湯梨浜町長 宮脇正道



受注者 鳥取県鳥取市戎町119番地2
（乙） 株式会社森下久平商店
代表取締役 森下泰年



入札結果表

単位：円

業務概要等		入札者	決定 順位	入札金額	備考
				第1回	
入札番号	第20240416-9号	(株)森下久平商店	1	26,000,000	
担当課	子育て支援課	ホシザキ中国(株)鳥取営業所	2	27,200,000	
業務名	たじりこども園厨房機器	(有)エフエスエーシステムズ	3	28,250,000	
業務場所	湯梨浜町大字田後地内	山陰アイホー調理機(株)	4	28,800,000	
業務期間	令和6年12月27日限り	ホクサン厨機(株)米子営業所	-	辞退	
入札執行日	令和6年4月16日	(株)門脇正司商店 米子営業所	-	辞退	
落札業者	鳥取市戎町119-2	以下余白			
	(株)森下久平商店				
請負金額	28,600,000円	上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜き)である。			